

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第1回 | 2023年3月



香港がEUの税務面での「グレーリスト」から除外されるために、キャピタルゲインに関するFSIE制度の範囲を拡大予定

サマリー



欧州連合（以下、EU）のアプローチの変更により、税務面で非協力的な国・地域のリストの最新の見直しにおいて、香港特別行政区（以下、香港）は「グレーリスト」から除外されず、掲載されたままとなっている。香港が「グレーリスト」から除外されるためには、域外からのキャピタルゲインに対する現行の事業所得税での取り扱いを変更するためのさらなる法改正が必要であり、2024年1月1日から施行される予定である。この改正が施行されるまでは、この法改正による影響はない。

またポジティブなニュースとして、政府は株式・持分の処分によるオンショア利益に対する課税の確実性を高めるためのイニシアチブを発表した。

2023年2月14日、EUは、税務面で非協力的な国・地域のリストの最新ラウンドの見直しの結論¹を発表した。主な更新内容としては、香港（とマレーシア）は「グレーリスト」²（税務面で非協力的な国・地域のリストの別表II）に残り、英領バージン諸島は「グレーリスト」から「ブラックリスト」（税務面で非協力的な国・地域のリストの別表I）³へ移された。「ブラックリスト」と「グレーリスト」のその他の更新については、[KPMG Euro Tax Flash\(英語\)](#)を参照すること。

最新のリストでは、18の国・地域が「グレーリスト」に、16の国・地域が「ブラックリスト」に掲載されている⁴。

1 2023年2月14日に発行されたEUのプレスリリースは、このリンクからアクセス可能：[Taxation: British Virgin Islands, Costa Rica, Marshall Islands and Russia added to EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes - Consilium \(europa.eu\)](#)

2 香港の「グレーリスト」化に関する詳細な背景については、[2021年9月に発行された香港タックスアラート第10回](#)および[2022年3月に発行された香港タックスアラート第2回](#)を参照すること。

3 BVIは、リクエストに対する情報交換に関する点で、OECDの基準を十分に遵守していないことが判明したため、「ブラックリスト」に移された。

4 最新の「ブラックリスト」および「グレーリスト」については、こちらのEUのウェブサイトのリンクからアクセス可能：[Taxation: EU list of non-cooperative jurisdictions - Consilium \(europa.eu\)](#)

域外からのキャピタルゲインに対する税制上の取り扱いの変更

2021年10月にEUが香港を「グレーリスト」に追加したことを受け、香港は2019年に当初発表されたFSIE制度に関するEUのガイダンスに準拠するため、2023年1月1日から配当、利息、持分処分収益、知的財産所得に対する改正された域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度を施行した。

様々な国・地域のFSIE改革に関する技術的な検討の中で、EUの行動規範グループは、域外からのキャピタルゲインの扱いに関して、FSIE制度に関するガイダンスを更新することを決定した。2022年12月、EUはガイダンスを更新し、FSIE制度の対象となる一般的な所得区分として、キャピタルゲインが経済的実体の要件を満たすことを明示的に要求している。残念ながら、香港はEUから、2023年末までに域外からのキャピタルゲインの取り扱いに関してさらなる法改正を行い、2024年1月から施行するよう求められている。

このアプローチの変更は、この地域にある他の法域にも影響を与える可能性があると思われる。

今後の予定

EUのタックスリストの次回の更新は2023年10月に予定されている。

香港政府は2023年2月15日に[プレスリリース\(英語\)](#)を発行し、株式や持分以外の資産に関する域外からの処分収益について、FSIE制度に関するEUの最新のガイダンスに照らして、現行のFSIE制度をさらに改正することを発表している。

政府のプレスリリースによれば、今後策定される改正FSIE制度では、金融・非金融にかかわらず、多国籍企業が香港で受け取った資産に関する域外からのキャピタルゲインは、経済的実体要件が遵守されている限り非課税のままとなる。

政府は、FSIE制度の改正案に関する協議を開始し、2023年末までに必要な法改正を実現することを目指す。

また、政府は2023年2月13日に発表した別の[プレスリリース\(英語\)](#)で、持分売却に伴うオンショア利益の課税確実性を高めるためのイニシアチブを提案すると発表した。3月中旬には、このイニシアチブに関する貿易協議が開始される予定である。

KPMGの見解

資産（株式および持分を除く）の処分による域外からの収益の税法上の取り扱いに関する今後の変更については、現行のFSIE制度における域外からの持分処分収益の取り扱いと同様に、香港のMNE傘下の事業体が受け取るこれらの資産処分収益は、経済実体要件が遵守されている場合には将来も非課税であると示唆されている。

香港における域外からのキャピタルゲインに関する改正税制を策定する際には、香港政府は、この改正が香港の企業に与える影響を最小限にするために、以下のような様々な措置を講じることを検討するよう勧める。例えば、(1)香港の優遇税制（実質的な活動要件あり）を享受している納税者が、同制度の下で要求される利益生産活動から得た収益を除外する、(2)海外の不動産処分から得た収益を除外する、(3)グループ内の資産譲渡から得た収益の課税を繰り延べる、(4)通常の事業所得ではなく、資本金資産から得た収益に対して軽減税率を提供する、などである。

もう一つの考慮すべき点は、FSIE制度の範囲内にある域外からの資産処分収益の金額を決定する際、資産の取得原価を2024年1月1日時点の公正価値に再評価しなければならないという点である。税務条例のセクション15BA(3)には、資本勘定から収益関連勘定に移動する資産を再評価する仕組みが既に存在することから、FSIE制度における域外からの資産処分収益を決定する際にも、同様の仕組みを認めることが適切と思われる。

KPMGを含む様々なステークホルダーは、香港の改正FSIE制度に関する以前の協議や立法作業において、キャピタルクレームが可能なオンショア持分処分収益に関して、納税者が現在直面している不確実性に懸念を表明している。KPMGは、このようなキャピタルクレームに関する課税の確実性を高めるために、利害関係者の意見を求める貿易協議を開始するという政府の計画を歓迎し、政府の協議に積極的に参加するつもりである。

KPMGは、政府が、現在シンガポール⁵で採用されているテストと同様の（あるいはそれ以上の）明確なテストをそのようなキャピタルクレームに対して導入することを検討するように推奨する。

香港における持分やその他の資産の処分による収益についてオフショアまたはキャピタルクレームを追求している香港企業は、この分野の今後の展開を注意深く観察し、政府との協議の機会を利用して懸念を表明することを検討する必要がある。

我々KPMGは、この分野の今後の動向を注視し、詳細が明らかになり次第、さらに情報を提供する予定である。

⁵ シンガポールでは、次の条件を満たす場合、他の会社（投資先企業）の普通株式を処分することによって得た利益について、非課税とすることができる。「投資先企業の普通株式の20%以上を合法的かつ実質的に保有していること。」

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳 蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李 輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 塁
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



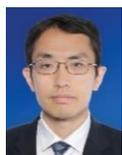
Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山 紗綾花
Manager
Tel: +852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel: +852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.